

I P通信網サービス契約約款 別冊（シェアードI P－P B Xサービス）  
【現改比較表】 2022年5月9日現在

～2022年5月8日		2022年5月9日～	
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第88条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表 通則（略）</p> <p>第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第6種シェアードI P－P B X契約に係るもの</p> <p>5-1 適用</p>		<p>目次（略）</p> <p>第1条～第88条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表 通則（略）</p> <p>第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第6種シェアードI P－P B X契約に係るもの</p> <p>5-1 適用</p>	
区 分	内 容	区 分	内 容

		<p><u>(1)細目に係る料金の適用</u></p>	<p>料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保守メニュー1</u></td> <td>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限ります。以下本表において同じとします。）に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしません。）においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td><u>保守メニュー2</u></td> <td>保守メニュー1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 保守の態様による細目は、第6種シェアードIP-PBX契約のカテゴリー7に係るもの限り適用します。</p> <p>2 第6種シェアードIP-PBX契約者は、その第6種シェアードIP-PBX契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更の請求を行うことはできません。</p>	区 別	内 容	<u>保守メニュー1</u>	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限ります。以下本表において同じとします。）に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしません。）においてその修理又は復旧を行うもの	<u>保守メニュー2</u>	保守メニュー1以外のもの
区 別	内 容								
<u>保守メニュー1</u>	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限ります。以下本表において同じとします。）に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしません。）においてその修理又は復旧を行うもの								
<u>保守メニュー2</u>	保守メニュー1以外のもの								
		<p><u>(2) 保守メニューに係る加算額の適用</u></p>	<p>特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限ります。）ごとに適用します。</p>						

(1) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	(略)	(3) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	(略)
(2) ユニバーサルサービス料の適用	(略)	(4) ユニバーサルサービス料の適用	(略)
(3) 電話リレーサービス料の適用	(略)	(5) 電話リレーサービス料の適用	(略)
(4) 接続通信時間の測定等	(略)	(6) 接続通信時間の測定等	(略)
(5) 携帯通話定額割引の適用	(略)	(7) 携帯通話定額割引の適用	(略)
(6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	(略)	(8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	(略)
(7) 国内通話に関する料金の減免	(略)	(9) 国内通話に関する料金の減免	(略)
(8) 当社の契約者指定番号発信サービスの利用回線に係る電気通信番号への転送に関するダイヤルアウト通信料の適用	(略)	(10) 当社の契約者指定番号発信サービスの利用回線に係る電気通信番号への転送に関するダイヤルアウト通信料の適用	(略)

5-2 料金額

5-2-1 (略)

5-2-2~5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表~第3表 (略)

料金表別表1 (略)

料金表別表2 (略)

5-2 料金額

5-2-1 (略)

5-2-1-1 特定加入者回線に係る加算額

(月額)

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>保守メニュー2のものに 係る加算額</u>	<u>1の契約ごとに</u>	<u>3,000円(3,300円)</u>

5-2-2~5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表~第3表 (略)

料金表別表1 (略)

料金表別表2 (略)